

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1085））

2. 日時：平成30年6月27日 16時30分～18時00分

23時50分～24時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室、8階北実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）（他
18名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日提出のあった発電用原子炉設置変更許可申請書の一部補正に関して、これまでの申請からの変更点等につき説明があった。また、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について説明があった。

（2）原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○各工事費用について積み上げの考え方を整理して提示すること。

（3）日本原子力発電株式会社から、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 補正書の変更点リスト
- ・ 東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の

発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について